

原議保存期間	30年（令和34年3月31日まで）
有効期間	一種（令和14年3月31日まで）

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長

警察庁丁運発第58号
令和4年3月4日
警察庁交通局運転免許課長

指定講習機関における運転適性指導員に係る審査等について（通達）

指定講習機関における運転適性指導員に係る審査等については、「指定講習機関における運転適性指導員に係る審査等について」（平成31年3月28日付け警察庁丁運発第64号。以下「旧通達」という。）により行っていたところであるが、道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の5第1項の規定により、若年運転者講習（法第108条の2第1項第14号に掲げる講習をいう。以下同じ。）を行う指定講習機関は、運転適性指導には、運転適性指導員以外の者を従事させてはならないこととされたことに伴い、下記のとおり所要の改正を行い、令和4年5月13日から運用することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、旧通達は、同日をもって廃止する。

記

1 審査等

取消処分者講習又は若年運転者講習（以下「講習」という。）を行う指定講習機関については、法第108条の4第1項第1号又は第3号の規定により、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第5条各号に掲げる要件に該当する運転適性指導員（以下単に「指導員」という。）が置かれていることが指定の要件となっており、同条第5号においては、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う審査に合格した者又は国家公安委員会が指定する講習を終了した者であることが指導員の要件として定められている。

指定講習機関については、運転適性指導の内容の専門性、全国的な平準化の必要性等に鑑み、国家公安委員会が指定した講習（自動車安全運転センターにおける「新任運転適性指導員研修」又は「取消処分者講習指導員（一般）研修」）を終了した者を指導員として置くことを原則として、指導員の育成を推進していくこととするが、公安委員会が行う指導員の審査については、以下の要領に基づき実施するものとする。

2 審査要領

(1) 審査対象

運転適性指導の内容の専門性に鑑み、審査は、原則として、次のアからウまでのいずれかに該当する者を対象として行うものとする。

ア 別に定める通達に基づく運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、講習の講習指導員として従事した経験のある者（従事した期間が通算3年以上で、従事した期間から5年を経過していない者に限る。）

イ 停止処分者講習、高齢者講習又は違反者講習の講習指導員として従事した経験の

ある者（従事した期間が通算5年以上で、従事した期間から5年を経過していない者に限る。）で、新任運転適性指導員研修又は取消処分者講習指導員（一般）研修と同程度の研修を受け、運転適性指導についての十分な技能及び知識があると認められる者

ウ 運転適性指導について、ア又はイに掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認められる者

(2) 審査方法

書面審査、実技審査及び面接審査を実施する。

ア 書面審査

書面により、審査対象としての適格性について、講習指導員として従事した経験等の審査を行う。

イ 実技審査

実技により、運転適性検査器材による検査、二輪車及び四輪車の実車による検査、運転シミュレーターの操作による検査等運転適性指導に関する技能について、指導員としての適性の審査を行う。

ウ 面接審査

面接により、人格及び識見並びに運転適性指導に関する専門的知識及び指導能力について、指導員としての適性の審査を行う。

(3) 合格の判定

(2)の審査により、公安委員会が、指導員として十分な技能及び知識を有すると認められた者を合格とする。

(4) 合格証書の交付

審査に合格した者に対しては、別記様式の「運転適性指導員審査合格証書」を交付するとともに、合格者名簿等に合格者の氏名等を記載しておくものとする。

3 審査実施上の留意事項等

(1) 計画的な審査

審査を受けようとする人員数や時期について必要な情報を把握した上で、年間計画を策定するなどして計画的な審査を実施し、指導員の数が不足すること等のないよう努めること。

(2) 審査の申請

審査の申請は、原則として指定講習機関又は指定講習機関の指定を受けようとする者を通じて、公安委員会が定める書式により行うよう指導すること。

(3) 合格者に対する教養

審査の合格者に対しては、講習の現状、内容等について必要な教養を行うこと。

特に、講習指導員として従事した期間から3年以上経過している合格者に対しては、別に定める通達に基づき実務実習を行うこと。

別記様式

適第 号

運転適性指導員審査合格証書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、指定講習機関に関する規則第5条第5号に
規定する都道府県公安委員会が行う運転適性指導につい
ての技能及び知識に関する審査に合格した者であること
を証する。

年 月 日

公安委員会

印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。